

【別紙1】 弥富市立弥生保育所移管に係る諸条件

法人は、移管後の認定こども園の運営に当たっては、関係法令等を遵守し適正に運営を図るとともに、弥富市（以下「本市」という。）ほか関係機関の指示・指導内容に加え、次の移管条件を遵守しなければならない。

公私連携幼保連携型認定こども園の設置に関すること

- ・ 移管後の運営に当たっては、認定こども園法第34条の規定に基づき、本市と協定を締結したうえで、公私連携法人の指定を受けること。
- ・ 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年3月31日/内閣府/文部科学省/厚生労働省/告示第1号）、認定こども園法、幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準（平成26年愛知県条例第58号）及び弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年弥富市条例第18号）を遵守した教育・保育を行うこと。
- ・ 園名称に「弥生」の名称を入れること。
- ・ 譲渡を受ける建物は、法人の費用において直ちに、表題登記その他必要な登記申請を行うこと。

2 移管後の定員に関すること

(1) 移管後の利用定員について

- ・ 現行の弥生保育所の利用定員を維持するとともに、1号認定子どもを新たに受け入れた利用定員とすること。ただし、1号認定子どもの利用定員については、法人と市の協議の上で決定するものとする。
- ・ 1号認定子どもの募集に関して、利用定員を上回る応募があることにより選考を行うときは、特別な事情がある場合を除き、弥富市内の子どもを優先的に入園させること。

【現行の弥生保育所の利用定員】

0歳児	1・2歳児	3歳児以上	合計
15人	56人	129人	200人

3 園運営・事業内容に関すること

(1) 教育・保育計画について

- ・ 認定こども園における教育・保育内容については、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、教育・保育に関する全体的な計画を作成し、実施すること。
- ・ 弥生保育所から継続して在園する園児については、在園途中で運営主体や職員が変わることなどの影響を考慮し、その影響が最小限となるよう、弥生保育所の保育に関する全体的な計画との継続性に配慮したものとする。
- ・ 園児との信頼関係を十分に築き、園児が自ら安心して身近な環境に主体的に関わり、環境との関わり方や意味に気づき、これらを取り込もうとして、試行錯誤したり、考えたりする

ようになる幼児期の教育における見方・考え方を生かし、その活動が豊かに展開されるよう環境を整え、園児と共によりよい教育及び保育の環境を創造するよう努めること。

- ・ 保護者を始め、地域の期待に応える魅力ある園運営に努めるとともに、弥生保育所が実践してきた地域との関わりを継承し、地域の理解を得て、更に発展させるよう努めること。

(2) 特別支援教育について

- ・ 障がい児等特別な支援を要する園児を受け入れ、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮した教育・保育を実施すること。また、障がい児等の児童数、障がいの程度に応じて、職員を加配すること。
- ・ 移管前に弥生保育所を利用していた障がい児等特別な支援を要する園児については、移管後も引き続き円滑に利用できるよう対応すること。

(3) 職員の配置等について

- ① 施設長は、認可幼稚園、認可保育所又は認定こども園のいずれかにおいて3年以上施設長又は幹部職員としての経験を有する者を専任かつ常勤で配置すること。
- ② 主幹保育教諭は、認可幼稚園、認可保育所又は認定こども園のいずれかにおいて保育教諭等として通算10年以上の勤務経験を有する者を配置すること。
- ③ 以下の条件を満たせるよう努めること。
 - ・ 園長、主幹保育教諭（副園長を配置する場合は、副園長を含む。）のうち、いずれか1名は、認可幼稚園にて幼稚園教諭として10年以上の勤務経験を有する者であること。なお、認定こども園（ただし、幼稚園から移行したものに限る。）における保育教諭等としての経験は、認可幼稚園における幼稚園教諭としての経験に含めるものとする。
 - ・ 園長、主幹保育教諭（副園長を配置する場合は、副園長を含む。）のうち、いずれか1名は、認可保育所にて保育士として10年以上の勤務経験を有する者であること。
なお、認定こども園における保育教諭等としての経験は、認可保育所における保育士としての経験に含めるものとする。
- ④ 常勤職員については、雇用条件が安定し、質の高い職員を確保し、経験・年齢のバランスがとれた職員配置とすること。
- ⑤ 園児の安定・継続した教育・保育の引継ぎ及び運営を行うため、弥生保育所に勤務していた会計年度任用職員が移管後も引き続き就労を希望する場合は、その採用について配慮すること。

(4) 行事について

- ・ 弥生保育所で実施していた年間行事については引き続いて実施することを基本として、新たな行事を取り入れる場合等、行事内容については、三者協議会で協議すること。年間行事については、別添の「弥生保育所について」を参照すること。
- ・ 保護者の宗教活動の多様性に配慮し、宗教的な行事・行為は原則行わないこと。ただし、クリスマス会など一般的な行事まで規制するものではなく、実施に当たっては保護者の理解を得た上で実施すること。

(5) 保育時間について

- ・ 移管後の開園日は、月曜日から土曜日（ただし、年末年始及び「国民の祝日に関する法律」に規定する休日を除く。）までとし、基本開園時間は、11時間（午前7時30分から午後6時30分）とすること。また、基本開園時間前後の30分を延長保育時間として最低限設けること。
なお、教育・保育の共通時間は、午前9時から午後2時までを基本とし、法人と市の協議の上で決定すること。

(6) 小学校との連携や地域との関わりについて

- ・ 弥生保育所がこれまで実施してきた小学校との連携や地域との関わりを継続すること。連携等の内容についての詳細は、別添の「弥生保育所について」を参照すること。

(7) 苦情処理の仕組みについて

- ・ 移管後の園の運営について、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員を設置し、苦情解決処理の仕組みを整備すること。

4 保護者負担に関すること

- ・ 制服や物品などについて、原則として移管前から使用されている服や物品を使用することとし、二重の負担とならないように配慮すること。
- ・ 保育料については、各市町村が条例等で定める利用者負担額とすること。
- ・ 児童のケガ等に備えるため、損害賠償保険に加入するとともに、現在本市が加入している災害共済給付制度への加入を継続すること。
- ・ 保育料、傷害保険料（現在本市が加入している災害共済給付制度に係る実費負担を含む。）以外の上乗せ徴収・実費徴収等の費用徴収については、三者協議会にて保護者の理解を得ること。なお、延長保育料等については、現在の市立保育所の基準以内に設定すること。

5 給食に関すること

給食については、次に定める事項を遵守するとともに、1号認定の子どもに対しても給食を提供すること。

- ① 給食の提供は自園調理方式で行い、給食を通じて、児童の健やかな食生活を培い、食育の推進を実施すること。
- ② 安全な食材を確保し、栄養士が作成する献立に基づき、主食を含み、麺類、おかず、おやつについて、季節感のあるものを適時・適温にて提供すること。
- ③ 国のガイドライン等に基づき、健康状態やアレルギー食等への特別な配慮を行い、アレルギー対応については「保育所給食におけるアレルギー対応ガイドライン（令和元年改訂版）」に基づき、安全体制を確立した上で除去食及び代替食を提供すること。
- ④ 食事の提供に当たっては、県内で生産された農林水産物（以下この項において「県内産農林水産物」という。）及び県内産農林水産物を原料として加工された食品を積極的に使用するよう努めること。

6 移管準備に関すること

(1) 保護者説明会への出席

- ・ 本市からの要請があれば、本市が開催する保護者説明会に、法人代表等責任をもって対応できる者を出席させること。

(2) 引継ぎについて（別紙6参照）

- ・ 教育・保育内容の引継ぎについては、原則1年かけて行うものとし、その実施に当たっては本市と連携し行うこと。
- ・ 指定候補法人決定後に締結する「弥富市立弥生保育所移管前の運営等に関する覚書（案）（別紙5参照）」の内容及び指定候補法人決定後に本市が策定する引継計画に基づき実施すること。
- ・ 令和9年4月から令和10年3月までの1年間は、法人の職員が弥生保育所にて、本市の職員と保育を合同で行う「共同保育」を実施することとし、法人は園長・主幹保育教諭等予定者に加え、少なくとも1学年当たり1人程度の保育教諭等の職員の派遣を実施すること。
- ・ 引継ぎに必要な人員を法人において確保すること。

(3) 三者協議会について（別紙7参照）

- ・ 保護者会との連携・協力関係を築き、園児への保育環境に配慮しながら、新しい認定こども園をともに築き上げていくことを目的として、保護者代表、本市及び法人で構成する三者協議会を設置するので、引継期間中を含め、保護者の声を真摯に受け止め対応すること。
- ・ 三者協議会は、いずれか一者の申し出により開催することとし、教育・保育内容の継続性等については、三者協議会で確認し合うとともに、問題点の改善を行うなど本市の指導に従うこと。

(4) 法人が運営する施設等の見学

- ・ 指定候補法人決定後、保護者から法人が運営する施設等の見学希望があれば応じること。

(5) 移管に向けて法人が行う手続き等

- ・ 移管（認定こども園の設置）に当たっては、法人において、公私連携法人としての指定申請及び公私連携幼保連携型認定こども園の設置の届出及び必要な手続きを行い、所要の許認可等を得ること。なお、これらに関する費用は、法人が負担すること。

7 移管後の取組への協力等に関すること

(1) 保護者会組織について

- ・ これまで弥生保育所において組織され、活動されてきた保護者会を継続して組織すること。

(2) 移管後の取組について

移管後には次の取組を行うこと。

- ① 本市職員による訪問（巡回保育等）への協力

- ② 三者協議会の開催
- ③ 保護者アンケートの実施への協力（１年目）
- ④ 本市が行う移管後の検証への協力
- ⑤ 定期的な第三者評価の受審に努めること。

【別紙２】 弥富市立弥生保育所の民間移管に伴う公私連携幼保連携型認定 こども園設置に係る協定骨子（案）

弥富市（以下「本市」という。）と□□法人〇〇（以下「指定候補法人」という。）は、認定こども園法第34条に基づき、設置する公私連携幼保連携型認定こども園（以下「当該認定こども園」という。）について、法に定めるもののほか必要な事項について協定を締結します。

〔総則〕

- 指定候補法人は、当該認定こども園の運営に当たっては、関係法令等を遵守し適正に運営を図るとともに、本市ほか関係機関の指示・指導内容を遵守し、かつ本協定に基づき運営を行うこと。
 - ・ 園の運営に当たっては、国籍、信条、社会的身分、経済的状況、障がい等を理由に不当な取扱いをしないこと。
 - ・ 指定候補法人は、本市の教育・保育をよく理解し、本市が実施していた教育・保育内容等を考慮しながら、運営する当該認定こども園の子どもの健やかな成長に向け、更に発展させるよう努めること。
 - ・ 認定こども園の運営に当たっては、認定こども園法、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準及び弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年弥富市条例第18号）を遵守した運営及び教育・保育を行うこと。
 - ・ 園児との信頼関係を十分に築き、園児が自ら安心して身近な環境に主体的に関わり、環境とのかかわり方や意味に気づき、これらを取り込もうとして、試行錯誤したり、考えたりするようになる幼児期の教育における見方・考え方を生かし、その活動が豊かに展開されるよう環境を整え、園児と共によりよい教育及び保育の環境を創造するよう努めること。
 - ・ 保護者を始め、地域の期待に応える魅力ある運営に努めるとともに、弥生保育所が実践してきた地域との関わりを継承し、地域の理解を得て、更に発展させるよう努めること。

〔名称及び所在地〕

- 本協定に基づき設置する認定こども園の名称及び所在地は次のとおりとする。
 - ・ 名称・・・「弥生」の名称を用いること。
 - ・ 所在地：弥富市鯛浦町上巳52番地 1

〔教育・保育等に関する基本的事項〕

- 教育・保育計画の作成について
 - ・ 当該認定こども園における教育・保育内容については、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、教育・保育に関する全体的な計画を作成し、実施すること。
- 特別支援教育について
 - ・ 特別支援教育のための園内支援体制を整備し、障がい児等特別な支援を要する園児を受け

入れ、個別の指導計画や教育支援計画を作成し、特別支援教育を実施すること。

○ 職員の配置について

- ・ 施設長は、認可幼稚園、認可保育所又は認定こども園のいずれかにおいて3年以上施設長又は幹部職員としての経験を有するものを専任かつ常勤で配置すること。
- ・ 主幹保育教諭は、認可幼稚園、認可保育所又は認定こども園のいずれかにおいて保育教諭等として通算10年以上の勤務経験を有する者を配置すること。
- ・ 常勤職員については、雇用条件が安定し、質の高い職員を確保し、経験・年齢のバランスがとれた職員配置とすること。
- ・ 障がい児等特別な支援を要する園児数、程度に応じて職員を加配すること。
- ・ 専任の看護師を常勤で配置すること。
- ・ 募集時に届出を行った園長予定者、主幹保育教諭予定者（副園長を配置する場合は副園長予定者を含む。以下「園長等予定者」という。）については、移管する日前後1年間は他の園等への異動等を行わないこと。やむを得ず退職等により移管する日前後1年以内に園長等予定者が欠けた場合については、速やかに市と協議の上で承認を得るものとする。
- ・ 園長等予定者を除く、移管前の引継ぎに参加した職員は、移管後も継続して当該認定こども園に勤務し、職務に従事すること。仮に、移管後1年以内に勤務を継続できない事情が生じた場合は、速やかに市と協議の上で承認を得るとともに、三者協議会に報告する等、保護者の理解を得ること。

○ 開園時間等について

- ・ 開園時間は、月曜日から土曜日（ただし、年末年始及び「国民の祝日に関する法律」に規定する休日を除く。）までの午前7時30分から午後6時30分までとし、開園時間の前後30分延長保育時間として最低限設けること。
なお、教育・保育の共通時間は、午前9時から午後2時までを基本とし、法人と市の協議の上で決定すること。

○ 給食及び食育について

- ・ 給食については、次に定める事項を遵守するとともに、1号認定子どもに対しても給食を提供すること。
 - ① 給食の提供は自園調理方式で行い、給食を通じて、児童の健やかな食生活を培い、食育の推進を実施すること。
 - ② 安全な食材を確保し、栄養士が作成する献立に基づき、主食を含み、麺類、おかず、おやつについて、季節感のあるものを適時・適温にて提供すること。
 - ③ 国のガイドライン等に基づき、健康状態やアレルギー食等への特別な配慮を行い、アレルギー対応については「保育所給食におけるアレルギー対応ガイドライン（令和元年改訂版）」に基づき、安全体制を確立した上で除去食及び代替食を提供すること。
 - ④ 食事の提供に当たっては、県内で生産された農林水産物（以下この項において「県内産農林水産物」という。）及び県内産農林水産物を原料として加工された食品を積極的に使

用するよう努めること。

○ 行事について

- ・ 弥生保育所で実施していた年間行事については、引き続いて実施することを基本とする。

○ 小学校との連携について

- ・ 弥生保育所がこれまで実施してきた弥生小学校との連携については、弥生小学校の協力を得て、更に発展させるよう積極的に取り組むこと。

○ 地域との連携について

- ・ 弥生保育所がこれまで培った地域との関わりについては、地域の理解を得て、更に発展させるよう積極的に取り組むこと。

○ 苦情処理の仕組みについて

- ・ 移管後の園の運営について、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員を設置し、苦情解決処理の仕組みを整備すること。

[設備の貸付、譲渡その他協力に関する基本的事項]

○ 当該認定こども園に必要な設備の貸付け等については次のとおりとする。

- ・ 弥生保育所の敷地は、原則として貸付契約を交わすことにより、協定期間内において有償貸与とする。
- ・ 弥生保育所の建物は、建物譲渡契約を交わすことにより、無償譲渡とする。
- ・ 弥生保育所で使用している物品で本市が提示するもののうち、法人が希望するものについて無償譲渡とする。
- ・ 賃借・譲渡を受けた土地・建物等については、原則、認定こども園の目的以外に使用しないこと。ただし、その目的以外に使用する場合は、三者協議会において、市及び保護者と協議すること。

[協定の有効期間]

○ 協定の有効期間については、次のとおりとする。

- ・ 協定の有効期間については、原則10年とし、期間満了後においては、移管先法人が適切な運営が行われていると本市が認める場合、その後の協定期間については、協議した上で更新することとします。

[協定に違反した場合の措置]

○ 協定に違反した等の場合の措置については、次のとおりとする。

- ・ 本市は、当該保育所の運営を適切にさせるため必要があると認めるときは、認定こども園法第34条第7項の規定に基づき、指定候補法人に対して必要と認める事項の報告及び立ち入り検査を行うことができる。

- ・ 本市は、指定候補法人が正当な理由なく本協定に従って教育及び保育等を行っていないと認めるときは、認定こども園法第34条第10項の規定により勧告を行う。
- ・ 前項の規定により勧告を受けた指定候補法人が、当該勧告に従わないときは、認定こども園法第34条第11項の規定により指定を取り消す。
- ・ 指定候補法人は、前項の規定による指定の取り消しの処分を受けたときは、当該処分に係る公私連携幼保連携型認定こども園について、認定こども園法第34条第12項の規定による廃止の認可を申請しなければならない。
- ・ 指定候補法人は、前項の規定による廃止の認可の申請をしたときは、当該申請の日前一月以内に教育及び保育等を受けていた者であって、当該廃止の日以後においても引き続き当該教育及び保育等に相当する教育及び保育等の提供を希望する者に対し、必要な教育及び保育等が継続的に提供されるよう、市及び他の認定こども園その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

[公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営に関し必要な事項]

○ 保護者負担について

- ・ 保育料については、各市町村が条例等で定める利用者負担額とすること。
- ・ 児童のケガ等に備えるため、損害賠償保険に加入するとともに、現在本市が加入している災害共済給付制度への加入を継続すること。
- ・ 保育料、傷害保険料（現在本市が加入している災害共済給付制度に係る実費負担を含む。）以外の上乗せ徴収・実費徴収等の費用徴収については、三者協議会にて保護者の理解を得ること。

○ 1号認定の定員の取扱いについて

- ・ 1号認定子どもの募集に関して、利用定員を上回る応募があることにより選考を行うときは、特別な事情がある場合を除き、弥富市内の子どもを優先的に入園させること。

○ 損害賠償

- ・ 指定候補法人は、本協定書の項目を履行しないために本市に損害を与えたとき、又は本市により本協定を解除された場合において、その損害を賠償しなければならない。
- ・ 指定候補法人は、第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責めを負う。

○ 裁判管轄

- ・ 本協定書に関する訴えの管轄裁判所は、本市の事務所の所在地を管轄する名古屋地方裁判所とする。

○ 変更及び解除

- ・ 本市又は指定候補法人が本協定の内容の変更又は解除を申し出た場合は、本市と指定候補法人が協議して、必要に応じて本協定の変更又は解除を行うものとする。

○疑義等の決定

- ・ この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、本市と指定候補法人が協議して定めるものとする。

【別紙3】指定候補法人の選定方法及び選定基準について

指定候補法人の選定は、市が設置する「弥富市幼保施設運営事業者選定委員会」の審査に基づき行います。

第一次審査及び第二次審査の結果、第1位の候補者に選定された指定候補法人が、資料1「募集要項集」中、「4応募資格」の要件を満たさなくなったとき、又は「5応募制限及び失格事項」に該当すると認められる行為をしたことが判明した場合又は「8選定方法①～④」に該当する場合等は、第2位の候補者に選定された法人を選定します。また、審査の結果、該当なしとする場合もあります。

選定方法及び選定基準は、次のとおりです。状況により審査を追加する場合がありますが、審査は非公開とします。

1 選定方法について

(1) 第一次審査（書類審査）

以下の項目について、書類審査を行います。

【①法人の状況、②全体計画、③園の運営】

また、法人が現に運営している認定こども園等の現地調査も行います。

※なお、応募数が多数の場合は、第一次審査における上位者を選出し、上位者のみ現地調査及び第二次審査についての日程を通知し、同審査を行う場合があります。

※現地調査の際には、当該施設の概要等についての資料提出を求めます。

(2) 第二次審査(法人ヒアリング審査)

上記(1)の項目について、移管に向けた熱意や、子どもや保護者の視点に立った支援が期待できるか、弥富市の教育・保育に対する理解があり、それを保育内容に取り入れ、発展させていくことが期待できるか、また、職員の資質向上についての考えや保護者の意向を踏まえた具体的な提案等について、ヒアリング審査を行います。

よって、第二次審査には、以下の方の出席をお願いします。

- ・法人理事長（担当理事又は本事業の責任者でも可）
- ・園長予定者
- ・副園長予定者（副園長を配置する場合）
- ・主幹保育教諭予定者
- ・その他（法人の財務・その他、提案内容について責任をもって説明できる方）等

(3) 総合的な評価

第一次審査及び第二次審査の結果の合計点が6割以上となった法人から指定候補法人として最も適格な法人を選定します。

2 選定基準について

(1) 第一次審査（書類審査）

大項目		配点	評価項目	様式	評価の視点
1	法人の状況	30	5 ①法人の概要	3-1	法人規模等を加味し、移管予定施設に準じた施設の運営実績があるか。
			②法人の運営実績	3-2	
			5 ③運営施設に対する評価等の状況	3-3	・任意評価を積極的に取り入れ、又は取り入れようとする姿勢があるか。 ・監査等の指摘事項について適切に対応し、運営に反映しているか。
			5 ④法人の基本理念、基本方針等	3-4	公立幼保施設の理念等とかけ離れたものではないか。
			5 ⑤応募動機	3-5	移管予定施設が存する地域の特性等を踏まえたものか。
			10 ⑥法人の経営状況	3-6	提案どおりの園運営を長期にわたって提供し続ける経済的な基盤・計画があるか。
2	全体計画	40	5 ①基本理念	4-1	施設類型の変化を踏まえた記載であるか。
			5 ②開園日・開園時間と特別保育事業	4-2	地域のニーズや保護者意見等を踏まえた提案であるか。
			③定員設定とその考え方	4-3	
			10 ④職員確保と人材育成の考え方	4-4	職員確保体制や人材育成について、具体的な考え方はあるか。
			10 ⑤保育教諭等の配置の考え方	4-5	単に最低基準を準用するだけでなく、園児・職員共にゆとりを持たせられる考え方となっているか。
			⑥園長予定者等の履歴書	4-6	努力事項も含め、諸条件の規定を満たしたものであるか。
			5 ⑦収支予算計画書	4-7	提案に基づく保育内容が適切に公定価格等に反映されており、法人の財務規模を踏まえて無理のない計画であるか。
			5 ⑧保育料以外の保護者負担	4-8	・理念、志望動機、保育の考え方等と一貫性があり、徴収の内容がどのように子どもに還元されるか明確か。 ・負担額が妥当なものであるか。

3	園 の 運 営	70	15	①教育・保育計画の概要	5-1	・公私連携施設であることを踏まえたものとなっているか。 ・計画の実現に当たって移管後の同運営で配慮すべき考え方を有しているか。
			10	②支援を要する園児への配慮 及びその保護者への対応	5-2	公私連携施設として、支援を有する園児及び保護者対応が可能となる体制の検討がなされているか。
			10	③食育及び給食提供の考え方	5-3	食育に関する考え方を適切に具体化しているか。
			10	④安全対策・危機管理体制	5-4	安全対策や危機管理体制について、具体的な検討がなされているか。
			5	⑤地域との連携等	5-5	地域との連携やこれまでの関わりを踏まえた考え方となっているか。
			10	⑥保護者に対する支援	5-6	保護者に対する支援が可能となるような体制や考え方の検討がなされているか。
			10	⑦市立施設からの移管に関する提案	5-7	市立施設からの移管を踏まえた取組や提案がなされているか。
合計		140	—	—	—	—

(2) 第二次審査（法人ヒアリング審査）

項目		配点	評価の視点
1	法人の姿勢と財務状況について	20	・応募の動機、目的に説得力があるか。 ・新たな施設運営に必要な経営基盤を有しているか。
2	公私連携に対する理解と意欲について	20	・市立施設を引継ぎ、適切に連携を続けていくことに高い使命感を持っているか。 ・民間移管に向け円滑な取組が期待できるか。
3	教育・保育の質及び実施体制について	20	・保育目標や保育内容は共感できるものであるとともに市立の教育・保育内界を理解し、その理念を適切に受け継ぐとともに、今後それを発展させていくことが期待できるか。 ・人材確保、人材育成に対する明確なビジョンがあるか。
4	保護者の意向に対する理解と支援について	20	・移管に対する保護者の意向を踏まえた提案であるか。 ・保護者に対する積極的な支援が約束されているか。
5	小学校や地域等との連携について	20	・地域の特性を理解するように努め、小学校や地域との連携を継続・発展させる意欲があるか。
合 計		100	

【備考】

- ・採点は、選考審査委員による個別採点方式です。
- ・指定候補法人の選定に当たっては、第一次審査及び第二次審査の各審査委員の採点結果の合計点により順位付けします。
- ・その採点結果の合計点が6割以上となった法人のみを対象とします。

【別紙４】法人選定及び法人選定後の主なスケジュール

	内 容	日 程
①	法人募集開始	令和７年８月18日(月)
②	募集要項説明会及び現地見学・保育見学会 【事前申込制】	令和７年９月２日(火)
③	応募書類記入方法に係る相談会【事前申込制】	法人募集開始から応募書類受付終了までの期間で随時受付
④	応募書類受付【予約制】	令和７年10月８日(水)～10月10日(金)
⑤	第1次審査期間	令和７年10月～11月
	現地調査	
	第2次審査期間	
⑥	移管先法人の決定・公表	令和７年11月
⑦	保護者説明会（市・法人共同）	令和８年１月
⑧	三者協議会の設置	令和８年２月
⑨	引継計画の作成	令和８年12月～令和９年３月
⑩	引継ぎ開始	令和９年４月～
⑪	共同保育開始	令和９年４月～
⑫	協定の締結	令和10年３月
⑬	運営開始	令和10年４月

※スケジュールについては、募集要項公開時点のものであり、前後することがあります。

※「④応募書類受付」の終了予定日までに応募法人がなかった場合は、法人募集の期間を見直し、移管先法人の募集を継続することがあります。このとき、必要に応じて「②募集要項説明会及び現地見学・保育見学会」及び「③応募書類記入方法に係る相談会」について実施することがあります。

【別紙5】 弥富市立弥生保育所移管前の運営等に関する覚書（案）

弥富市（以下「本市」という。）と、□□法人〇〇（以下「指定候補法人」という。）は、令和10年4月1日をもって行う弥富市立弥生保育所（以下「当該保育所」という。）の移管について、円滑な移管を図るため、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、本市が指定候補法人に移管する当該保育所の移管準備に関する事項を定めることを目的とする。

（移管に対する協調）

第2条 本市と指定候補法人は、当該保育所の移管に当たっては、園児の安定した保育を第一に考え、協調しながら誠意をもって対応し、円滑な移管が図られるようにする。

（移管申込内容の遵守）

第3条 指定候補法人は、当該保育所の民間移管の申込みをした際に提出した書類に記載した提案内容を、指定候補法人の理由によって変更することはできない。

（三者協議会）

第4条 指定候補法人は、本市及び当該保育所保護者との間で、令和10年3月31日までに移管に伴う諸事項について理解を得なければならない。

2 前項の目的を達するため、指定候補法人は、本市及び当該保育所保護者代表との間で三者協議会を行わなければならない。

（引継ぎ）

第5条 当該保育所の移管に伴い、法人への円滑な引継ぎを図るため、本市の責任の下に、当該保育所の職員及び指定候補法人が派遣する職員が、教育・保育の内容等に関する事項を引き継ぐための引継ぎを行う。

（1） 引継期間

引継ぎの期間は、令和9年4月1日から令和10年3月31日までの期間とする。

なお、当該期間は、指定候補法人が派遣する職員が当該保育所にて、当該保育所の職員と保育を合同で行う「共同保育」を実施する。また、移管後も必要に応じ、本市の職員が移管後の認定こども園へ訪問する「巡回保育」を実施する。

（2） 安全注意義務

本市と指定候補法人は当該保育所の移管に伴う引継ぎについて、在園児の安全に十分注意をし、事故のないように配慮しなければならない。

（3） 内容

引継ぎは、本市が定める引継計画に基づき、園長予定者、主幹保育教諭予定者及び勤務予定保育教諭等（副園長を配置する場合は副園長予定者を含む。）を当該保育所に派遣し実施することとする。また、引継を行った者については、移管後に設置する公私連携幼保連携型認定こども園に配置すること。

（4） 報告

指定候補法人は、毎月の状況について、1か月を経過するごとに、引継記録書を速やかに

本市に提出しなければならない。

(5) 経費

引継ぎにかかる経費として、本市が別途定める額を、本市から指定候補法人に支出するものとする。

(6) 個人情報等の取扱い

指定候補法人決定後、移管までに引継ぎ等で入手した個人情報及びデータの管理に当たっては、弥富市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年弥富市条例第1号）の趣旨を踏まえ、適切な管理を行わなければならない。

(7) 職員

当該保育所園児の安定・継続した保育の引継ぎを行い、運営を行うため、当該保育所の会計年度任用職員については、本人が希望する場合は、その採用について配慮すること。

（移管時における遵守事項等の確認）

第6条 「弥富市立弥生保育所移管に係る諸条件」及び第4条第2項に規定する三者協議会で決定した事項を移管後も確実に実施するため、本覚書に基づく引継ぎが完了したことを受けて指定候補法人に移管するときに、遵守事項等を規定した「弥富市立弥生保育所の民間移管に伴う公私連携幼保連携型認定こども園設置に係る協定書」を別途締結する。

（覚書の解除）

第7条 本市は、指定候補法人が次の各号のいずれかに該当した場合は、この覚書を解除することができる。

(1) 引継期間において、円滑な移管が困難と判断され、かつ、改善の余地がないと見込まれた場合

(2) 指定候補法人がこの覚書に違反した場合

(3) 正当な理由なく指定候補法人が第4条に規定する合意形成を拒んだ場合

（損害賠償）

第8条 指定候補法人は、本覚書の項目を履行しないために本市に損害を与えたとき又は前条の規定により本覚書を解除された場合において、その損害を弁償しなければならない。

（信義誠実の原則）

第9条 本市及び指定候補法人は、本覚書の履行に際しては、信義誠実の原則に基づいて履行するものとする。

（疑義等の決定）

第10条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に疑義が生じたときは、本市と指定候補法人が協議して定めるものとする。

（裁判管轄）

第11条 本覚書に関する訴えの管轄裁判所は、本市の事務所の所在地を管轄する名古屋地方裁判所とする。

本覚書の締結を証するため、この覚書2通を作成し、それぞれに本市と指定候補法人が記名押印して各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

弥富市前々須町南本田335番地

弥富市

弥富市長

〇〇市〇〇町〇番〇号

□□法人 〇〇

理事長 〇〇〇〇

【別紙6】引継ぎの概要について

※引継ぎの実施に当たっては、指定候補法人選定後に弥富市（以下「本市」という。）との間で締結する別紙5「弥富市立弥生保育所移管前の運営等に関する覚書（案）」のほか、本市が別途提示する引継計画に基づき実施してください。

1 引継従事者について

- ・ 園長予定者及び主幹保育教諭予定者（副園長を配置する場合は、副園長予定者を含む。以下「園長等予定者」という。）のほか、令和10年度から当該園で勤務する保育教諭予定者とします。
- ・ 園長等予定者については、移管する日前後1年間は他の園等へ異動を行わないでください。やむを得ず、退職等により、移管する日前後1年以内に園長等予定者が欠けることとなった場合については、速やかに市と協議の上で、承認を得てください。
- ・ 園長等予定者を除く、移管前の引継ぎに参加した職員は、移管後も継続して当該認定こども園に勤務し、職務に従事してください。仮に、移管後1年以内に勤務を継続できない事情が生じた場合は、速やかに市と協議の上で承認を得るとともに、三者協議会に報告する等、保護者の理解を得てください。
- ・ 引継ぎに必要な人員は、法人において確保してください。

2 引継ぎ実施予定時期について

- ・ 令和9年4月から令和10年3月まで
- ・ 園長等予定者については、移管の原則1年前から月4回程度、施設運営全般や園行事への参加、地域との交流等について引継ぎを行っていただきます。
- ・ 保育教諭予定者については、移管の1年前からは現在の弥生保育所で勤務する保育士との「共同保育」を開始し、保育補助を行いながら、引継ぎを行っていただきます。
- ・ 令和10年4月の民間移管後についても本市の職員が必要に応じ移管後の園へ訪問する「巡回保育」を実施することとし、移管後の保育の様子を観察や引継ぎ等を行っていただきます。

3 引継ぎ実施に係る経費について

- ・ 引継ぎの実施に係る経費については、その一部を本市が定める範囲で負担する予定です。
- ・ 引継ぎ等の移管準備に関する経費の執行に当たっては、市議会において予算の議決が必要となります。そのため、仮に予算が承認されなかった場合には、本市が経費の負担内容を変更する場合があります。

【別紙7】三者協議会の設置について

1 設置の目的

弥生保育所の民間移管に際して、保護者の意見を可能な限り反映し、園児への保育環境の変化に配慮しながら、新しい認定こども園をともに築き上げていくことを目的として、移管後の運営に関する諸事項について、在園児保護者代表・指定候補法人・本市（弥富市立弥生保育所、弥富市役所児童課）の三者で協議し、保護者の理解を得ることとします。

また、移管後も一定期間三者協議会を開催することにより、移管条件の履行状況や保育内容の継続性等、様々な事項について確認を行うこととします。

2 構成

三者協議会は、保護者代表（在園児の保護者を代表する者）、指定候補法人（理事長等の法人役員及び園長予定者）及び本市（弥富市立弥生保育所、弥富市役所児童課）で構成します。

3 協議事項等

移管後の運営に関する諸事項について協議します。なお、この三者協議会での協議の上、合意した事項については、三者は遵守するものとします。

（主な協議事項）

行事を含む保育内容、食事の提供、市が決定する保育料以外の保護者負担等

4 設置時期及び設置期間

三者協議会は、弥生保育所の指定候補法人の選定後に設置することとします。設置期間は、原則として移管年から10年間としますが、設置期間終了後においても、三者のいずれか一者から議題の提示とともに要請があれば三者協議会を開催できることとします。

5 開催場所

原則として、弥生保育所とします。

6 主催

移管前は本市が主催し、移管後は指定候補法人が主催することとします。

【別紙8】土地の貸付に係る主な契約内容について（案）

弥富市（以下「甲」という。）と□□法人〇〇（以下「乙」という。）とは、目的物件である甲所有の土地について、甲乙間で令和 年 月 日付で締結した公私連携幼保連携型認定こども園〇〇〇〇の運営に係る協定書（以下「協定書」という。）〇〇〇の規定に関し、次の条項により土地の使用貸借契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 甲は、乙に対し、甲が所有する本契約末尾物件目録1記載の土地（以下「本件土地」という。）を貸し付け、乙はそれを借り受ける。

（用途等）

第2条 乙は、本件土地を乙が協定書に基づき運営する公私連携幼保連携型認定こども園〇〇〇〇の敷地として使用するものとし、その他の用途に使用してはならない。ただし、甲が他の用途に使用しても支障がないと認めた場合はこの限りではない。

（貸付期間）

第3条 本件土地の貸付期間は、令和10年4月1日から令和20年3月31日までの原則10年間とする。

（有償貸付）

第4条 甲は、乙に対し、有償で本件土地を貸し付けるものとする。

2 貸付料は、年額で毎年度の本件土地の固定資産税相当額の4分の1（端数切捨て）の額とする。

（譲渡及び転貸の禁止）

第5条 乙は、甲の事前の承諾を得ないで第三者に対し、本件土地の使用借権を譲渡し、又は本件土地を転貸してはならない。

（経費等の負担）

第6条 本件土地に係る維持管理その他の行為に要する経費は、すべて乙の負担とする。

（善管注意義務）

第7条 乙は、本件土地を善良なる管理者の注意を持って維持管理しなければならない。

（実地調査）

第8条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、本件土地の使用状況等に関して報告を求めることができるものとする。この場合において、乙は、報告を拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

2 甲は、必要があると認めるときは、甲が指定する職員に対し、本件土地の使用状況等について調査させることができるものとする。この場合において、乙は、調査を拒み、妨げ又は忌避してはならない。

（契約の解除）

第9条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができるものとする。

(1) 乙が本契約に定める条項に違反したとき。

(2) 乙が故意又は過失によって本件土地の全部又は一部を滅失し、又は毀損したとき。

(3) 甲が乙について公私連携法人（認定こども園法第34条に規定する公私連携法人をいう。）の指定を取り消したとき。

(4) 乙が甲との間の協定書及び令和○年○月○日付建物等譲渡契約に定める条項に違反したとき。

2 前項の規定により本契約が解除された場合には、乙は甲に対して、甲の被った損害を賠償するものとする。

(中途解約)

第10条 乙は、甲に対して、協定書○○○に基づき、協定を中途解除した場合には、書面による通知を行うことにより、本契約の期間満了前であっても、本契約の中途解約を申し入れることができる。

(土地の返還等)

第11条 乙は、本件土地の貸付期間が満了し、又は甲が前2条の規定により本契約を解除若しくは解約した場合において、本件土地上の建物及びその付属設備その他本件土地の地上及び地中に設置された工作物の全てを自己の負担で収去し、本件の土地を更地の状態にして、甲に返還しなければならない。ただし、甲においてその必要がないと認めた場合はその限りではない。

(協議事項)

第12条 本契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、法令の定めるもののほか、甲・乙双方協議の上、決定するものとする。

(管轄裁判所)

第13条 本契約に関して甲・乙間に生じた一切の紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲・乙が記名押印の上、各1通を保有する。

(末尾記載)

1 物件目録1「土地の表示」

所在	弥富市
地番	
地目	
地積	m ²

令和○年○月○日

甲 弥富市前ケ須町南本田335番地
弥富市
弥富市長

乙 ○○市○○町○番○号
□□法人○○
理事長○○○○

【別紙 9】建物等譲渡に係る主な契約内容について（案）

譲与人弥富市（以下「譲与人」という。）と譲受人□□法人〇〇（以下「譲受人」という。）とは、次の条項により建物等の譲与契約を締結する。

（譲与物件）

第 1 条 譲与人は、次の表に記載の建物、工作物及び備品（「譲与建物」という。）を譲受人に譲与するものとする。

（1）建物

所在地 愛知県弥富市鯛浦町上已52番地 1

園舎

建物構造 鉄骨造 2 階建

建築面積 1,356.40m²

延床面積 1,738.45m²

自転車置場

建物構造 鉄骨造平屋建

建築面積 54.69m²

延床面積 49.00m²

倉庫

建物構造 鉄骨造平屋建

建築面積 17.76m²

延床面積 17.76m²

（2）工作物 園庭遊具他

（3）備品 机、椅子他

（譲渡日）

第 2 条 本件物件の譲渡日は、令和10年 4 月 1 日とする。

（所有権の移転）

第 3 条 第 1 条記載の建物（以下「本件建物」という。）の所有権は、前条の譲渡日に譲与人から譲受人に移転するものとし、譲受人は自己の費用においてただちに表題登記の作成その他必要な手続を経て所有権移転に係る申請手続を行わなければならない。

（用途指定）

第 4 条 譲受人は、第 1 条記載に記載する譲渡物件を認定こども園としてのみ使用し、他の用途に使用してはならない。ただし、譲与人が他の用途として使用しても支障がないと認めた場合はこの限りではない。

（建物の取り壊し）

第 5 条 譲受人は、本件建物を取り壊そうとするときは、あらかじめ譲与人と協議するとともに、書面をもって譲与人に届け出なければならない。

（契約不適合責任等の免除）

第6条 譲受人は、本契約締結後、本件建物、工作物及び備品に数量の不足その他の契約の内容に適合しないことを理由として、本件建物、工作物及び備品の補修、追完、損害賠償等の請求又は契約の解除をすることができない。

(譲渡等の禁止)

第7条 譲受人は、譲与人との間の令和○年○月○日付土地賃貸借契約が終了し、又は同契約の目的物である土地を明け渡すまでの間、本件建物、工作物及び備品を第三者に譲渡し、又は抵当権を設定し、その他第三者の権利を設定してはならない。

(相隣関係への配慮)

第8条 譲受人は、本件建物の引き渡し後においては、十分な注意をもって本件建物を管理し、近隣住民その他第三者との紛争が生じないように留意するものとする。

(契約の解除)

第9条 譲与人は、譲受人が令和○年○月○日に締結した「弥富市立弥生保育所の民間移管に伴う公私連携幼保連携型認定こども園設置に係る協定書」、令和○年○月○日に締結した土地賃貸借契約又は本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

(原状回復義務)

第10条 譲受人は、譲与人が前条の規定により本契約を解除したときは、譲受人の責任と負担で、本件建物及び工作物を第2条の規定する譲与日における原状に回復して、譲与人の指定する期日までに譲与人に返還しなければならない。ただし、譲与人の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

(疑義の決定等)

第11条 この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じた場合は、法令の定めるもののほか、譲与人と譲受人が協議の上定めるものとする。

(管轄裁判所)

第12条 本契約に係る紛争に関する訴訟の第一審の専属的合意管轄裁判所は、名古屋地方裁判所とする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、譲与人と譲受人が記名押印の上、各1通を保有する。

令和○年○月○日

甲 弥富市前ケ須町南本田335番地
弥富市
弥富市長

乙 ○○市○○町○番○号
□□法人○○
理事長○○○○